

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
0210.99	<p>2. 加熱調理した鶏肉の粉末</p> <p>本品は、鶏肉をひいたものを加熱調理してから噴霧乾燥し、25キログラムの袋入りにしたものである。本品は、機械的に分離して加熱調理された鶏肉（99.9%）と酸化防止剤（ローズマリー抽出物）（0.1%）から成る。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	(新規)
1701.99	<p>1. 球状の砂糖</p> <p>本品は、直径0.5～0.8ミリメートルのもので、80%以上の砂糖、8.5%以上のコーンスターク、1.5%以下の精製水から成る。本品は、製菓会社により、活性物質の担体として使用される。</p> <p><u>通則1、3（b）及び6を適用</u></p>	(新規)
2005.51	<p>1. さやを除き熱処理した緑豆</p> <p>本品は、生の緑豆の皮を剥き、160～180°Cのオーブンで25～30分間焼いて作られた淡黄色のもので、バルクで提示される。豆は通常焼く工程で割れ、子葉は熱の影響を受ける。ただし、本品をそのまま食用に供することはできない。</p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>2005. 99</u></p> <p><u>4. サクサクした軽いスナック</u></p> <p><u>本品は、三角形で、ひよこ豆の粉26%、青えんどう15%、黄えんどう15%、黒豆10%、ひまわり油、米粉、ばれいしょでん粉、塩及び酸化防止剤から成る。</u></p> <p><u>本品は、ひよこ豆のマイクロペレット(ひよこ豆の粉、米粉、ばれいしょでん粉、塩から成る。)並びにえんどう及び豆の欠片を押し出すことで得られる。</u></p> <p><u>マイクロペレット並びにえんどう及び豆の欠片は、水で湿らせ、型に押し込まれた後に熱と圧力で、「加熱調理／膨化」される。その後、オイルを噴霧し、味付けをする。完成品内に、えんどう及び豆の欠片を視認することができる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>3824. 99</u> <u>22. 男性用脱感作スプレー</u></p> <p><u>本品は、重量比9.6%のリドカイン（活性成分）に加え、ミリスチン酸イソプロピル、溶剤、ステアリン酸及び香料を含む。ポンプスプレーに12グラム充填されている。</u></p> <p><u>リドカインは、性交前に陰茎の感度を下げるために使用される局所麻酔薬である。</u></p> <p><u>本品は、いかなる病気の治療、処置又は予防することを意図したものではない。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
3824. 99	<p>23. 鉱物油用マーカー</p> <p><u>本品は、色付きの液体で、主に、視認できない識別マーカー（着色料ではない）、少量の炭化水素（鉱物油）及び微量の染料から成る。</u></p> <p><u>本品は、燃料やその他の鉱物油に少量添加され、その特性を変えることなく、真正性及び税法上の遵守を検証することを意図したものである。染料には識別マーカーの機能はなく、本品と他のマーカーとを区別するために使用される。製品に本品が添加されても、染料を視覚的に認識することはできない。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
8415. 90	<p>5. エアクーラー</p> <p><u>本品は、プロピレングリコール水溶液が作動媒体として循環する独立した閉回路を有する。この回路に冷却装置はないが、本品は熱を生み出すことができる。本品は、インターフーリングシステムの機構の一つである。</u></p> <p><u>モデルに応じて、本品は貯蔵室、通路又は機械室の温度を 1 ~ 3 °C、2 ~ 7 °C 又は 15 ~ 20 °C に維持する。</u></p> <p><u>本品は主に次の機器から成る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>– 金属製の本体（ケーシング）</u> <u>– 金属製の熱交換ブロック</u> <u>– 電動機付きファン</u> <u>– 作動媒体の入口及び出口用のコレクターシステム</u> <u>– 凝縮水排水システム</u> <u>– 電気式暖房システム</u> <p><u>ファンによって生成された空気の流れがブロック状の熱交</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8473. 30	<p><u>換器を通過するときに内部空間を冷却し、空気から熱を吸収する。本品は、収集した凝縮水を使用して空気を加湿することができる。</u></p> <p><u>本品は圧縮機を有しておらず、内部空間の天井や壁に取り付けられるためのものである。</u></p> <p><u>通則 1（第16部注 2 (b)）及び 6 を適用</u></p> <p>2. 中央処理装置（CPU）冷却システム</p> <p><u>本品は、ファン、ヒートシンク、ファン固定用ブラケット、CPUソケットに取り付けるためのねじ付きファスナー、プラスチック製ファスナー及び金属製のねじ穴付きユニバーサルプレート、ねじ及びサーマルペーストから成る。</u></p> <p><u>ヒートシンクはCPUから生じた熱を吸収し、ファンは熱を分散するための空気の流れを作り出す。</u></p> <p><u>通則 1（第16部注 2 (b)）及び 6 を適用</u></p>	(新規)
8479. 10	<p>2. アスファルト材料輸送車両</p> <p><u>本品は、自走式機械で、主に受入ホッパー、三方向のオーガーミキサー付き中間ホッパー及びコンベヤから成る。本品は、エンジンルーム、運転席及び車輪も有する。アスファルト敷設作業において、既製のアスファルト混合物を荷台傾斜装置付き貨物自動車からアスファルト舗装機へ移す際、混合物の温度分離及び材料分離を防ぐように設計されている。</u></p> <p><u>通則 1、3 (c) 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
 (削除)	<p><u>8517.62</u> <u>20. ワイヤレスヘッドセット</u></p> <p><u>本品は、ワイヤレスヘッドセットに AC 充電器及び異なるサイズの 2 つのイヤーフックが付属したものであり、ヘッドセットの寸法は縦 41.5mm × 横 18.9mm × 高さ 25.9mm、重量は 8 g である。</u></p> <p><u>ヘッドセットは、シングル（モノラル）タイプの耳に掛けるイヤホンにマイクロホン、無線トランシーバー、充電可能なリチウムポリマー蓄電池、電源入力、LED（発光ダイオード）表示ライト及び操作装置が同一ハウジング内で結合したものである。</u></p> <p><u>無線トランシーバーは、オープンな無線技術規格（短波長の電波による短距離（10m まで）のパーソナル・エリア・ネットワーク（PAN）内でデータを交換するための無線プロトコル）及びエンハンスド・データ・レート（EDR）技術を利用しており、この無線技術によって、セルラーネットワーク用の携帯電話のように、ヘッドセットと固定又は携帯機器の間の無線通信が可能である。</u></p> <p><u>表示ライトは送受信の状況及び充電の状態に関する情報を提供する。電源入力は、5 pin の B タイププラグに対</u></p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
		<p><u>応しており、充電器、自動データ処理機械の USB ポート又は車載アクセサリープラグ充電器からの充電が可能である。</u></p> <p><u>対象機器により組み合わせ（“paired”）がサポートされている場合、操作装置は、その機器のオン及びオフ、音声ダイヤル、着信への応答及び終了、着信拒否、応答保留、通話中着信、リダイヤルに使用される。</u></p> <p><u>本品は、説明書と共に箱に入れて小売用のセットにしたものである。</u></p> <p><u>通則 1（16 部注 3）、3（b）及び 6 を適用</u></p> <p><u>8518.30／1 参照</u></p>	
8517.62	<u>20. バッテリー式ウェアラブルデバイス</u> (省 略)	8517.62	<u>21. バッテリー式ウェアラブルデバイス</u> (同 左)
8517.62	<u>21. バッテリー式ウェアラブルデバイス</u> (省 略)	8517.62	<u>22. バッテリー式ウェアラブルデバイス</u> (同 左)



新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8517. 62	<u>22.</u> バッテリー式ウェアラブルデバイス (省 略)	8517. 62	<u>23.</u> バッテリー式ウェアラブルデバイス (同 左)
8517. 62	<u>23.</u> バッテリー式ウェアラブルデバイス (省 略)	8517. 62	<u>24.</u> バッテリー式ウェアラブルデバイス (同 左)
8518. 30	1. Bluetooth®ワイヤレスイヤホン (省 略) (削 除) (省 略)	8518. 30	1. Bluetooth®ワイヤレスイヤホン (同 左) <u>8517. 62／20 参照</u> (同 左)
8543. 70	<u>5.</u> 高輝度ダイオードモジュール (SLED) (省 略)	8543. 70	<u>6.</u> 高輝度ダイオードモジュール (SLED) (同 左)
8543. 70	<u>8.</u> 光療法用の装置 本品は、家庭用及び美容施設又はヘルスケア施設用に設計されている。治療用の偏光を照射するため、光学ユニットと共にハロゲン光源を装備している。 本品は、細胞代謝を改善し、特定の生物学的な反応及び細胞反応を引き起こすために使用される光の効果に基づいて、創傷治癒、痛みの緩和、アンチエイジング、皮膚疾患の治療、季節性情動障害 (SAD) 又は小児疾患といった幅広いアプリケーション		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8705.40	<p><u>ションに使用されるものである。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>1. 自走式コンクリートミキサーローリー</p> <p><u>本品は、キャビン及び自動車のシャシで構成され、作業機器が恒久的に取り付けられている。キャビン及び自動車のシャシには、内燃機関、マニュアルギアボックス、4 横、ステアリング及びブレーキ設備が装備されている。作業機器は、コンクリート混合ドラム、リフティングアームに固定されたローディングバケット及びアンローディングシュートから成る。運転席は180度反転させることができる。本品は最高速度が時速 25 キロメートルで、建設現場においてコンクリート及びモルタルを調合し、輸送し及び荷卸しするように設計されている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)
8716.90	<p>2. 空気ばね</p> <p><u>本品は、布で補強されたゴム製ベロー（加硫したゴム）、鋼板、プラスチック製ピストンから構成され、セミトレーラーの</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8716. 90	<p>懸架装置の部品として使用される。本品は、衝撃や段差を吸収し、防振装置及び車高調整アクチュエーターとして機能するように設計されている。</p> <p>プラスチック製ピストンにより、スプリングレートを更に調整できる。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用 8716. 90 / 3 参照</p>  <p style="text-align: center;">上面 底面</p>	
	<p>3. 空気ばね</p> <p>本品は、布で補強されたゴム製ベロー（加硫したゴム）、鋼板及び鋼製中間リングから構成され、セミトレーラー又はバスの懸架装置の部品として使用される。本品は、衝撃や段差を吸収し、防振装置及び車高調整アクチュエーターとして機能するように設計されている。</p> <p>通則 1、3 (c) 及び 6 を適用 8716. 90 / 2 参照</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	 <u>上面</u> <u>底面</u>		
9018. 19	<p>1. 電子血圧計</p> <p><u>本品は、血圧及び脈拍を自動測定するもので、家庭で使用するように設計されている。本品は、腕帶（カフ）、膨張用ポンプ及び血圧測定センサー並びに測定値、時刻及び日付を表示するディスプレイ並びにその他の電子部品で構成されている。本品は、電池 2 個、収納箱及び取扱説明書を小売用のセットにしたものである。</u></p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p>		(新規)
9102. 12	<p>1. 電池式のランニングウォッチ</p> <p>(省略)</p> <p>8517. 62／<u>20</u>から8517. 62／<u>23</u> 参照</p> <p>(省略)</p>	9102. 12	<p>1. 電池式のランニングウォッチ</p> <p>(同左)</p> <p>8517. 62／<u>21</u>から8517. 62／<u>24</u> 参照</p> <p>(同左)</p>